

【認可外保育施設を利用する方へ】

保育料無償化についての 大切なお知らせ

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすとともに、広島市から無償化対象施設として「確認」を受ける必要があります。

ただし、無償化制度の開始から5年間（令和元年10月から令和6年9月30日まで）は、経過措置として、基準を満たしていない施設についても「確認」を受けていれば、無償化の対象とされています。

経過措置の終了に伴い、基準を満たしていない認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設）を利用している場合、令和6年10月以降は保育料無償化の補助（施設等利用給付）を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【無償化の対象となる認可外保育施設】

● 令和6年9月30日まで

広島市の「確認」を受けた全ての施設

● 令和6年10月1日以降

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、かつ広島市の「確認」を受けた施設

➤ 「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設の確認は、
広島市ホームページよりご確認ください。

確認はコチラ



〈問い合わせ先〉広島市こども未来局保育指導課

電話 082-504-2262